

令和6・7年度真庭市入札参加資格審査申請書の提出要領 (物品・役務・小規模修繕)

真庭市が発注する物品・役務・小規模修繕の入札（見積）に参加を希望される方は、次により入札参加資格審査申請書を提出してください。

1 申請者の要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
 - (2) 業務の種類に応じ、必要と認める資格を有する者が常時勤務していること。
 - (3) 営業に関し、免許、許可、認可、資格等を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていること。
 - (4) 代表者または役員等が暴力団員でないこと。
 - (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - (6) 引き続き1年以上その業を営んでいること。
- ※ 物品購入や役務の提供等による契約金額が年間で5万円未満である場合は申請が不要となります。

2 申請受付期間

令和6年2月1日～令和6年2月29日…【窓口受付は開庁日のみ午前8時30分～午後5時15分まで】

3 提出先・問合せ先

〒719-3292 真庭市久世 2927 番地 2 真庭市役所総務部財産活用課（本庁舎3階）
TEL 0867-42-1174 FAX 0867-42-1119

4 申請書の提出方法

真庭市ホームページにリンクされている『申請支援サービス』から、必要事項を入力し、申請書など関係書類を入力し作成します。入力など詳しくは別紙の「申請手順書【物品・役務・小規模修繕】」をご確認ください。

印刷後、「提出書類リスト（物品・役務・小規模修繕）」の順番によりA4縦型フラットファイル（黄色）に編冊のうえ、ファイルの表紙と背表紙に商号又は名称を記入して提出してください。

提出書類は、持参または郵送（令和6年2月29日消印有効）で提出してください。

郵送の場合は、封筒に「入札参加資格申請書在中」と朱書きしてください。

※『申請支援サービス』は令和6年1月25日から入力が可能となります。なお、『申請支援サービス』は提出書類の電子化ではないため、必ず紙での提出が必要となりますのでご注意ください。

※またインターネットがご利用できる場合は、申請書には必ず電子メールアドレス(E-mail)を入力(記入)してください。

※インターネットをご利用できない場合は、提出書類を財産活用課窓口で交付しています。（交付手数料：コピー代140円必要）

5 入札参加資格の有効期間

有効期間は、令和6年6月1日から令和8年5月31日です。

6 留意事項

- (1) 申請の内容は、真庭市国民健康保険湯原温泉病院及び岡山県中部環境施設組合へも情報を提供するものとします。
- (2) 申請内容に変更があった場合、変更申請書(真庭市様式)及び添付書類を速やかに提出してください。（様式は真庭市HPからダウンロードできます。）